

# スマート補償利用規約

## 第1条 (目的)

株式会社Hi-Bit (以下「運営元」といいます。)は、以下に定める「スマート補償利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、「スマート補償」(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。

## 第2条 (本サービスの定義)

利用者は、「本サービス」に申込みにより、株式会社セールspartner (以下「提供元①」といいます。)が提供する「ひかり補償」、「かけつけサポート」および、株式会社エコネット (以下「提供元②」といいます。)が提供する「Toppa!Wi-Fibyeconnectサービス」(以下「提供元②サービス」といいます。)を通常価格よりも安価な価格である月額金550円(税抜)にて利用できるものとします。

### ① ひかり補償[提供元①における通常価格:500円(税抜)]

<サービス内容等>

(1)利用者は、所定のインターネット接続サービス(Wi-Fiを含むものとし、以下、総称して「ISP等」といいます。)に付随して、当該ISP等を利用したインターネット接続が可能な通信機器等(ルーター、ゲーム機、音楽プレーヤー、パソコン、スマートフォン、タブレット端末をいい、以下「対象端末」といいます。)の故障等、ウイルス感染等により対象端末に関して利用者を生じた損害に関して、定額のお見舞金を給付するサービスの総称をいいます。

(2)利用者は、本規約の他、提供元①が定めるひかり補償規約を同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

### ② かけつけサポート[-]

(1)日本PCサービス株式会社の提供するパソコン機器の使用上のトラブル等対応サービスを、利用者ではない一般顧客向けに提供する料金より割引価格にて利用できるサービスです。

(2)利用者は、日本PCサービス株式会社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとします。

(3)利用者は、本規約の他、提供元①が定めるかけつけサポート規約を同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

### ③ Toppa!Wi-Fibyeconnectサービス[提供元②における通常価格:362円(税抜)]

<サービス内容等>

(1)提供元②が提供する、公衆無線LAN接続サービス(NTT東日本・NTT西日本が提供するフレッツ・スポット、ライブドア社の提供するlivedoorWireless、ソフトバンク社の提供するBBモバイル)を契約している利用者に対し、Wi-Fi接続の接続アカウントなどの認証情報を貸与提供するサービスです。

(2)利用者は、本規約の他、提供元②が定めるサービス利用約款に同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

## 第3条 (本規約の承諾および会員契約の締結)

利用者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約(以下「会員契約」といいます。)が成立するものとします。尚、利用者のうち、運営元と会員契約を締結している会員を「契約者」といいます。

## 第4条 (基本料金等)

契約者は、運営元が別途定める本サービスの事務手数料および違約金等(以下、総称して「本料金」といいます)を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。

## 第5条 (本サービスの解約)

1. 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。

2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の1日から25日までに解約手続きを行った場合、当該月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとし、各月の26日から末日までに解約手続きを行った場合、当該月の翌月末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。なお、締日については、運営元が別途異なる定めをする場合があります。

## 第6条 (解約後の措置)

1. 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、契約者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。

2. 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。

## 第7条 (債権譲渡)

契約者は、契約者が提供元①との間で締結する提供元①サービスに関する契約に基づく債権の全部、並びに、契約者が提供元②との間で締結する提供元②に関する契約に基づく債権の全部を、提供元①および提供元②が運営元に対して譲渡することに合意するものとします。

また、当該譲渡は、提供元①および提供元②が当該契約者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。尚、契約者は、当該譲渡に基づき、運営元から当該契約者に対して、当該債権に本サービスが適用され割引された料金に関する請求が行われることに合意するものとします。

## 第8条 (契約期間等)

運営元にて、契約者の本サービスに関する支払方法の登録が完了し、運営元が契約者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途運営元が指定する日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。

## 第9条 (運営元からの解約)

1. 運営元は、契約者が次の各号の一つに該当し、運営元の指定する期間内にそれを解消又は是正しない場合又は運営元からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。

① 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。

② 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。

③ 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に

停止すべき旨の連絡が運営元に来た場合。

- ④ 契約者に対する破産の申立があった場合、または契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
  - ⑤ 契約者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸する等、運営元の業務遂行に支障を及ぼしたと運営元が判断したとき。
  - ⑥ 前各号のほかに本規約に違反した場合。
- 2.運営元は、運営元と契約者との間のToppa!の利用に関する契約が理由の如何を問わず終了した場合に、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
  - 3.運営元は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。但し、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
  - 4.運営元は、前各項に基づき、契約者との利用契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であってもサービスの復旧または再申込みを受付けないことができるものとします。

#### 第10条 (適用関係)

契約者は、本規約に規定なき事項については、提供元①が定めるひかり補償規約および提供元②が定めるサービス利用約款の定めが適用されることに同意するものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、契約者および運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。尚、各規約の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

制定日：平成24年12月17日

改定日：平成25年5月1日

改定日：平成26年3月14日

改定日：平成26年6月18日

運営元：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号  
株式会社Hi-Bit